

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 繼続事業の前提に関する注記

特に無し

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当無し

(2) 固定資産の減価償却の方法

①建物、車輛運搬具、構築物、器具及び備品

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法により減価償却している。

②権利

定額法により減価償却している。

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

岩手県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

②賞与引当金

職員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当無し

4. 法人で採用する退職給付制度

(1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度

常勤職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

(2) 民間退職共済制度

正規職員について、岩手県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）

(2) 社会福祉事業における拠点区別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

(3) 各拠点区分における内容

①法人本部拠点区分（社会福祉事業）

「本部」

②善友乳児院拠点区分（社会福祉事業）

「ア. 善友乳児院」

「イ. にんしんSOSいわて」

「ウ. 里親支援センターぜんゆう」

③善友保育園拠点区分（社会福祉事業）

「善友保育園」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	69,351,060	0	10,222,447	59,128,613
合 計	69,351,060	0	10,222,447	59,128,613

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当無し

8. 担保に供している資産

該当無し

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	243,942,284	184,813,671	59,128,613
小 計	243,942,284	184,813,671	59,128,613
その他の固定資産			
建物	4,354,783	1,385,907	2,968,876
構築物	18,056,872	15,544,422	2,512,450
車両運搬具	7,668,877	7,531,373	137,504
器具及び備品	49,120,754	41,748,753	7,372,001
小 計	79,201,286	66,210,455	12,990,831
合 計	323,143,570	251,024,126	72,119,444

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	55,914,263	0	55,914,263
未収補助金	6,134,610	0	6,134,610
合 計	62,048,873	0	62,048,873

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当無し

1 2. 関連当事者との取引の内容

該当無し

1 3. 重要な偶発債務

該当無し

1 4. 重要な後発事象

該当無し

1 5. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当無し

1 6. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

①善友乳児院拠点区分

ア. 善友乳児院

令和5年度事業未収金として計上していた岩手県物価高騰対策賃上げ支援金について、賃上げ対象基準を満たしていない対象者がいたため、650,000円減額となった。

イ. にんしんSOSいわて

日本財団による2023年度監査において、助成金対象外支出があったため、助成金40,000円を返還した。

②善友保育園拠点区分

令和5年度未収補助金として計上していた「盛岡市運営事業補助金」について、補助金計上金額に誤りがあったため、28,000円が増額となった。

令和5年度未収補助金として計上していた「盛岡市延長保育事業補助金」について、補助金計上金額に誤りがあったため、41,650円が増額となった。

令和5年度未収補助金として計上していた「特定教育・保育施設副食費補助金」について、補助金計上金額に誤りがあったため、184,500円が減額となった。